

越谷税務署から確定申告のお知らせ

確定申告書は自宅等で作成し郵送で提出

申告書の作成は国税庁ホームページで!!

http://www.nta.go.jp/

問 越谷税務署 ☎965-8111 (自動音声案内)

イオンレイクタウンに確定申告会場を開設

所得税・個人消費税込・贈与税の確定申告会場を開設します。

【会場】イオンレイクタウンkaze3階イオンホール

【期間】2月16日(木)～3月15日(水) (土曜・日曜を除く)。ただし2月19日(日)・26日(日)は開場

【受付時間】午前9時～午後4時(混雑状況によって早め受け付けを終了する場合があります)

【注意】平日の来場をお勧めします。確定申告書作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅で作成し郵送していただきます。

不明な点がある場合や提出書類の確認など、一般的なご相談は、越谷税務署へお問い合わせください。

は、越谷税務署へお問い合わせください。

マイナンバーの導入について

平成28年分以降の所得税・復興特別所得税・贈与税の申告書の提出には、マイナンバー(12桁)の記載と、マイナンバーカードや、通知カードと運転免許証および健康保険の被保険者証などの本人確認書類の提示または写しの添付が必要です(控除対象配偶者・扶養親族の方の本人確認書類は不要です)。

【公的年金等を受給している方が対象の確定申告不要制度】公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には所得税の確定申告は必要ありません

【所得税、住民税の障害者控除対象者認定書の発行】65歳以上の方で要介護認定を受け、寝たきり状態等一定の要件に該当する方は、障害者控除の対象になります。介護保険課へご申請ください(無料)。

【おむつ使用証明書の発行】おむつ代の医療費控除を受ける方のうち、要介護認定を受けていて一定の要件に該当する方、おむつ使用証明書を発行します。手数料は200円です。

【国保納付方法選択のダイレクトメールをお送りします】平成29年度の国民健康保険税を、4月以降、新たに年金からの特別徴収で納付予定の方に、納付方法選択についてのダイレクトメールを送ります。

介護サービス費用の自己負担分の一部は医療費控除の対象です

次の介護サービス費用の自己負担分は医療費控除の対象です。

- ▽介護老人保健施設と介護療養型医療施設の介護費、食費および居住費
▽介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設の介護費、食費および居住費の2分の1相当額

- ①医療系サービス：訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション

- ②医療系サービスと併用の福祉系サービス：訪問介護(生活援助中心型除く)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護

介護保険給付の自己負担額のうち、次に該当するもの

介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合のみ)、看護小規模多機能型居宅介護(前記の医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるものに限る(生活援助中心型の訪問介護除く))

ありませぬ。ただし、住民税の申告が必要な場合があります。

確定申告書の提出が必要で、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方は確定申告不要制度の適用外です

【平成29年度の市・県民税の申告出張受付】必要書類など詳しくは、広報こしがやお知らせ版2月号号お知らせします。

【所得税、住民税の障害者控除対象者認定書の発行】65歳以上の方で要介護認定を受け、寝たきり状態等一定の要件に該当する方は、障害者控除の対象になります。介護保険課へご申請ください(無料)。

【おむつ使用証明書の発行】おむつ代の医療費控除を受ける方のうち、要介護認定を受けていて一定の要件に該当する方、おむつ使用証明書を発行します。手数料は200円です。

【国保納付方法選択のダイレクトメールをお送りします】平成29年度の国民健康保険税を、4月以降、新たに年金からの特別徴収で納付予定の方に、納付方法選択についてのダイレクトメールを送ります。

税・国保のお知らせ

【平成29年度の市・県民税の申告出張受付】必要書類など詳しくは、広報こしがやお知らせ版2月号号お知らせします。

【所得税、住民税の障害者控除対象者認定書の発行】65歳以上の方で要介護認定を受け、寝たきり状態等一定の要件に該当する方は、障害者控除の対象になります。介護保険課へご申請ください(無料)。

【おむつ使用証明書の発行】おむつ代の医療費控除を受ける方のうち、要介護認定を受けていて一定の要件に該当する方、おむつ使用証明書を発行します。手数料は200円です。

【国保納付方法選択のダイレクトメールをお送りします】平成29年度の国民健康保険税を、4月以降、新たに年金からの特別徴収で納付予定の方に、納付方法選択についてのダイレクトメールを送ります。

税の無料相談会

【税理士事務所等の相談会】2月1日(水)～15日(水) (土曜・日曜を除く)、午前9時30分～正午、午後1時～4時 最寄りの税理士事務所(2月6日(月)の午後のみ予約制で、会場は中央市民会館) ④少額な申告相談と申告書の作成 ⑤事前に電話で左記へ ⑥関東信越税理士会越谷支部 ☎962-6131

【所得税還付申告相談会】2月7日(火)・8日(水)、午前9時30分～10時30分、午後1時～3時 ⑦中央市民会館5階第4会議室 ⑧当日会場へ(人数制限あり)

【納税通知書をお送りします】平成28年度の年税額に変更があった方や新たに課税された方、納付方法を変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を送ります。新たにお送りする納付書をお納めください。

【市・県民税】1月4日(水)発送 ⑨国民健康保険税...1月18日(水)発送 ⑩市・県民税について...市民

【平成28年度市・県民税の第4期、国民健康保険税の第8期納期限は1月31日です】

出張受付 日程表
日程 特設会場
2月1日(水) 増林地区センター・出羽地区センター
2月2日(木) 桜井地区センター
2月3日(金) 大沢地区センター・北越谷地区センター
2月6日(月) 新方地区センター
2月7日(火) 蒲生地区センター
2月8日(水) 荻島地区センター
2月9日(木) 北部市民会館
2月10日(金)
2月13日(月) 川柳地区センター・大相模地区センター
2月14日(火) 南越谷地区センター

【税理士事務所等の相談会】2月1日(水)～15日(水) (土曜・日曜を除く)、午前9時30分～正午、午後1時～4時 最寄りの税理士事務所(2月6日(月)の午後のみ予約制で、会場は中央市民会館) ④少額な申告相談と申告書の作成 ⑤事前に電話で左記へ ⑥関東信越税理士会越谷支部 ☎962-6131
【所得税還付申告相談会】2月7日(火)・8日(水)、午前9時30分～10時30分、午後1時～3時 ⑦中央市民会館5階第4会議室 ⑧当日会場へ(人数制限あり)
【納税通知書をお送りします】平成28年度の年税額に変更があった方や新たに課税された方、納付方法を変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を送ります。新たにお送りする納付書をお納めください。
【市・県民税】1月4日(水)発送 ⑨国民健康保険税...1月18日(水)発送 ⑩市・県民税について...市民
【平成28年度市・県民税の第4期、国民健康保険税の第8期納期限は1月31日です】